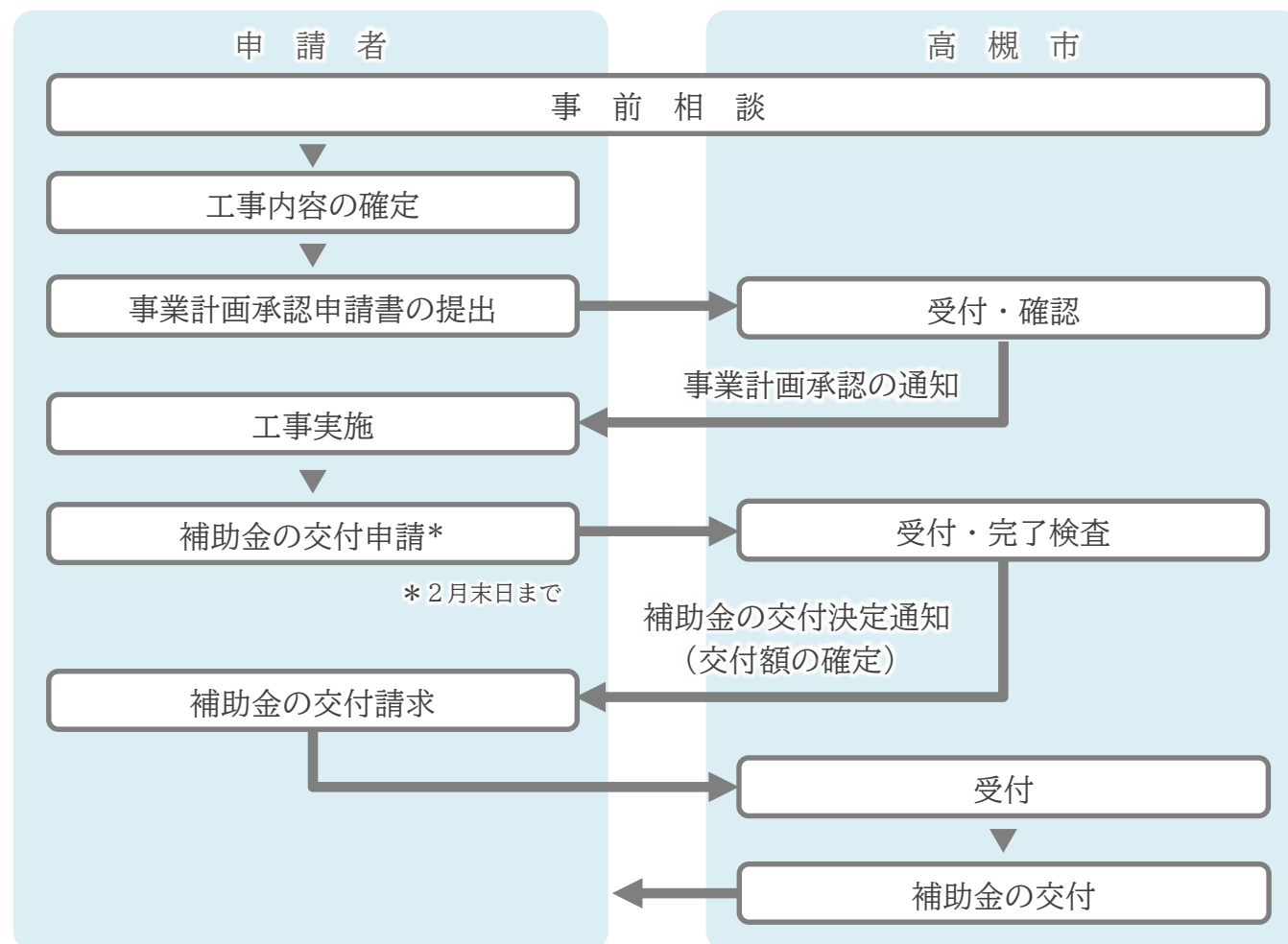
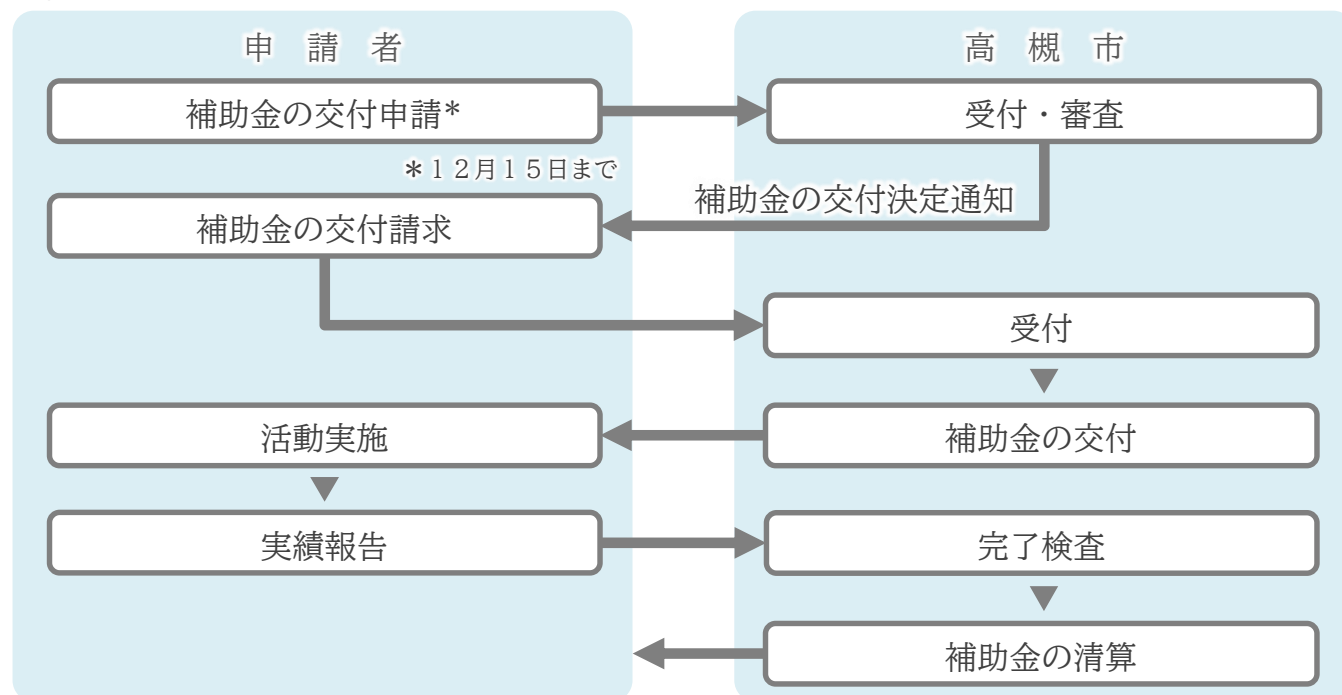


①建築物等の修景助成



②団体活動助成



<注意事項>

- すでに完了したものや、現在工事中の建築物等は対象外となります。
- 申請額の合計が各年度の予算の額に達したときは、交付額を減額したり、申請を受け付けることができない場合があります。
- 助成金の交付までには審査や手続が必要となりますので、期間に余裕をもって計画してください。

お問い合わせ先：高槻市 都市創造部 都市づくり推進課
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL：072-674-7552
FAX：072-661-7008

再生紙を使用しています

～昔ながらのまちなみを保全・創出する取組～
高槻市城下町エリアまちなみ環境整備事業



城下町エリアにおいて、城下町らしい趣のあるまちなみの保全・創出（建築物等の修景）及び地域の機運を醸成するまちづくり活動（団体活動）に対して、助成します。



制度紹介 - 市HP -

支援Ⅰ

建築物等の修景助成



助成上限額 **300**万円

支援Ⅱ

団体活動助成



助成上限額 **10**万円

制度の趣旨

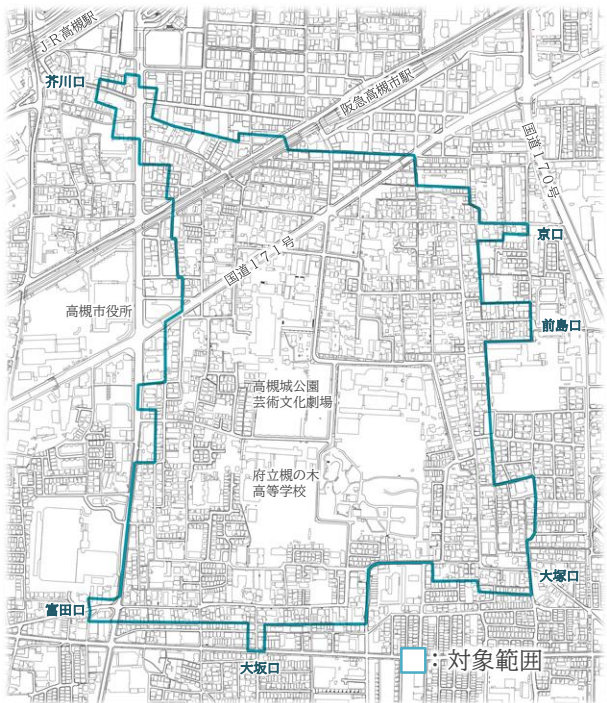
高槻市文化財保存活用地域計画に示されている城下町エリアには、往時の面影を受け継いだ建築物等の景観形成資源が数多く残り、歴史的な趣を感じさせるまちなみが形成されています。

本制度は、高槻市景観基本計画に基づき、歴史的な趣のある地区の1つである高槻城跡周辺において、城下町らしい趣のあるまちなみの保全・創出及び地域の機運を醸成するまちづくり活動に対して、その費用の一部を助成することにより、城下町エリアの魅力向上、交流人口の増加及び地域住民の愛着心の向上を図ることを目的とし「高槻市城下町エリアまちなみ環境整備事業」を創設しました。

「高槻市城下町エリアまちなみ環境整備事業」の対象

城下町らしい趣のあるまちなみの保全・創出とは、昔ながらの町家や武家屋敷を保全するための改築・修繕が対象となり、新築でも城下町らしい趣ある仕様を採用する場合は助成対象となります。

また、団体活動助成は、景観に対する地域の機運を高めるための勉強会やイベント等が対象となります。



高さ、屋根



壁面



開口部



工作物



建築設備



屋外広告物



支援対象者

支援対象者	
I 建築物等の修景助成	建築物等の所有者又は所有者の同意を得た占有者
II 団体活動助成	市民団体等

助成内容

支援内容		助成率	助成上限額
I 建造物等の修景助成	建築物	新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更のうち、申請年度内に完了するものであって、高槻市文化財保存活用地域計画に示されている江戸時代後期の町割範囲内で、道路等公共の場所から望見することができる部分の修景基準を満たす工事に要する費用 ※城下町エリアの登録景観形成資源もしくは登録になりうるものを対象とする。 ただし、屋外広告物のみの申請の場合は除く。	
		修景基準における色彩の項目を満たし、かつ建築物の各項目（高さ、屋根、壁面、開口部、建築設備）を1つ以上満たすもの	1/2 300万円
		修景基準における色彩の項目を満たし、かつ建築物の高さ以外の項目（②～⑧）のいずれかを1つ以上満たすもの	1/2 100万円
	工作物	修景基準における色彩の項目を満たし、かつ工作物の項目を満たすもの	1/2 100万円
II 団体活動助成	屋外広告物（看板、案内板、のれんなど）	修景基準における色彩の項目を満たし、かつ屋外広告物の項目を満たすもの	1/2 30万円
	城下町エリアの景観に対する地域の機運を醸成する活動を目的とする勉強会等の開催、調査研究、周知啓発、修景・美化などの活動に要する費用	8/10	10万円

修景基準

項 目			内 容	
形態意匠	色彩		外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次に掲げる範囲とすること。 ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下 ※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。	
	建築物	高さ	①	2階建てを基本とする。道路に面するところは軒下空間を設け、軒先の高さは隣接する家屋にそろえる。
		屋根	②	町家等と調和した勾配形式とし、本瓦葺き、棧瓦葺き又はこれらに模した仕上げとする。
		壁面	③	腰部を木材若しくはそれに模した材料を用いた板張りとし、その上部が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げとする、又は壁面全体が漆喰若しくはそれに模した材料を用いた仕上げとする。
			④	木・土・漆喰などの自然素材又はそれに模した材料を用いた仕上げとし、町家等との調和を図る。
		開口部	⑤	木材又はそれに模した材料を用いた格子戸とし、外壁・塀等との調和を図る。
			⑥	町家等と調和する格子窓や庇を設け、建築物の形態に合った箇所に配置する。
			⑦	木材又はそれに模した材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げとする。
	建築設備	⑧	室外機などの建築設備は、道路から見えないように設置する。 木材又はそれに模した材料を用いた格子などで目隠しを設け、町家等との調和を図る。	
	工 作 物		道路に面した塀や門等は木・土などの自然素材又はそれに模した材料を用いた伝統的な形態・意匠とし、町家等との調和を図る。	
屋外広告物		木製看板やのれんなどを用い、自然素材又はそれに模した材料を活用し、位置、大きさ、デザインについて町家等と調和する和風の意匠とする。		